

## 「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」初日行事について

車いすマークの身体障害者等用駐車場の適正利用を図る「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」を12月1日から開始します。

開始にあたり、次のとおりオープニングセレモニーを実施します。

### 記

#### 1 日 時

平成22年12月1日（水） 10:30～10:45

#### 2 場 所

イトーヨーカ堂岡山店駐車場（屋上） ※荒天の場合は駐車場（4階）

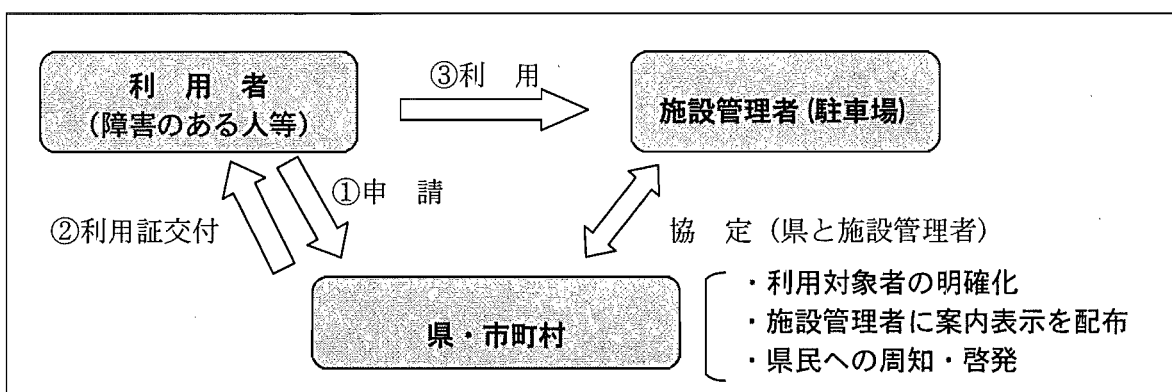
#### 3 内 容

- ・保健福祉部長あいさつ
- ・施設代表者（イトーヨーカ堂岡山店）へ看板用ステッカー贈呈
- ・利用者へ利用証交付
- ・利用証を掲示し施設を利用

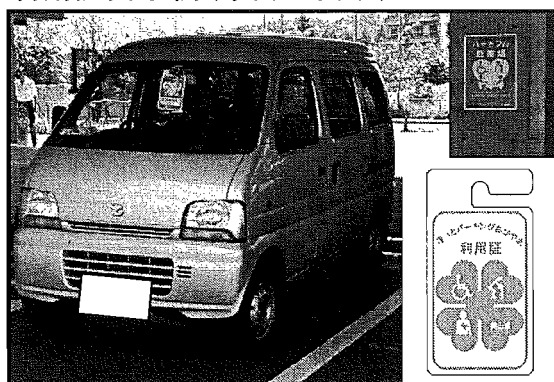
# 「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度

## (1) 制度の概要

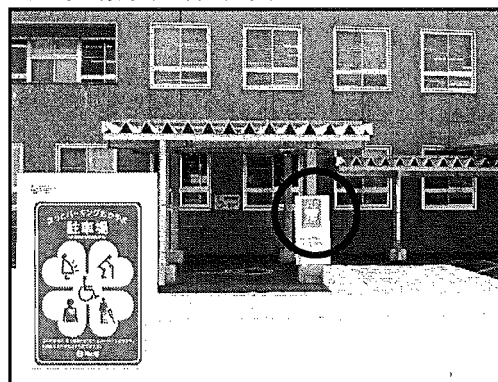
身体障害者等用駐車場を利用できる方を明確にし、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度



### ▼利用証掲示例 (車内に掲示)



### ▼駐車場案内標示例



## (2) 利用証

### ①交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方		対象でなくなるまで
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内)
	妊産婦 (産後は乳児同乗の場合のみ)	妊娠7ヶ月～産後1年

### ②交付対象者の基準

島根県、鳥取県、山口県の基準で共通する者を対象とする

### (3) 協定施設及び内容

#### ①対象施設

身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ施設

#### ②協定内容

- ア) 対象施設であることが分かるよう、案内標示(ステッカー等掲示)をすること。
- イ) 利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めること。
- ウ) 十分な駐車スペースを確保するため、現有の身体障害者等用駐車場に加え、幅2.5m以上の出入口に近い駐車場についても当該制度の「駐車スペース」としての確保に努めること。

### (4) 利用証交付方法

交付窓口(県庁、県民局、保健所、身体・知的障害者更生相談所、市町村)に申請し、原則として、即日交付

### (5) その他

中国四国地域の同様の制度を導入している県との相互乗り入れを行う

### (6) 導入経過等

平成22年	3月	アンケート実施(県民対象)
	5月	”(施設管理者対象)
	6月29日	県障害者施策推進協議会(1回目)
7月15日~8月16日		パブリック・コメント(県民提案制度)
	9月2日	県障害者施策推進協議会(2回目)
9月下旬		制度決定・公表
9月~11月		施設管理者との契約等の諸準備
	11月1日	事前申請受付開始(県障害福祉課で受付)
	12月1日	制度スタート(「障害者週間(12/3~12/9)」)

《参考》他県等での導入状況 … (H22.12.1現在で16県2市が導入)

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 熊本県 茨城県神栖市	栃木県 島根県	福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県 埼玉県川口市	岩手県(4/1~) 愛媛県(7/1~) 山口県(8/1~) <u>岡山県(12/1~)</u> 高知県(2/1~) 静岡県

下線は中四国地方の県

(別紙)

## 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付対象者

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

○ 身体障害のある方

区	分	等級	
視覚障害		1・2・3・4級	
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし	
	平衡機能障害	3・5級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし	
肢体不自由	上肢	1・2級	
	下肢	1・2・3・4・5・6級	
	体幹	1・2・3・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
		移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1・3・4級	
	じん臓機能障害	1・3・4級	
	呼吸機能障害	1・3・4級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級	
	小腸機能障害	1・3・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1・2・3・4級	
	障害肝臓機能障害	1・2・3・4級	

- 知的障害のある方      療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方      精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」
- 高齢者                  介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病患者                特定疾患医療受給者
- けが人                  車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦                  妊娠7ヶ月から産後1年までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）
- その他                  診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方